第２章
環境をめぐる動き

1. 国内の動き

本市が前計画を策定した平成 19 年(2007)3 月以降、環境に関して様々な社会の動きがありました。

地球温暖化については、平成 20 年に京都議定書の第 1 約束期間が始まりました。国内では、平成 20 年に京都議定書目標達成計画が改定され、平成 21 年に発足した民主党の鳩山政権は、2020 年までに温室効果ガスを 25%削減することを国連で表明しました。しかしながら、後述する福島第一原子力発電所の事故の発生により、この削減目標は実現困難なものとなりました。平成 21 年、改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）と「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）が施行となり、省エネに関する新たな仕組みができました。京都議定書の第 1 約束期間は平成 24 年に終了しましたが、わが国は、第 2 約束期間への不参加を明らかにしています。

その他の重要な動きとしては、平成 22 年に生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が名古屋で開催され、名古屋議定書や「SATOYAMA イニシアチブ」などが議決されました。

平成 23 年 3 月、東日本大震災とそれによる福島第一原子力発電所の事故が発生しました。この事故を契機に、わが国のエネルギー政策は根本的な見直しを迫られています。これと連動し、平成 24 年 7 月から再生可能エネルギー全量固定価格買取制度が始まり、エネルギーを取り巻く社会動向は新たな段階に入ってきています。

また、平成 24 年 4 月には、国の「第四次環境基本計画」が策定され、第三次計画の課題を踏まえながら、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけています。

2. 島根県内の動き

島根県では、平成 23 年 3 月、「第 2 期島根県環境基本計画」を策定しました。

環境の各分野においては、自然環境について、ラムサール条約湿地である宍道湖・中海の水質保全に向けた「第 5 期湖沼水質保全計画」（平成 21 年度～25 年度）を平成 22 年 3 月に策定しました。また、同年、「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定しました。

地球温暖化・エネルギー問題については、平成 20 年 6 月、「島根県地域新エネルギー導入促進計画」を改定し、再生可能エネルギー導入を推進してきたほか、平成 23 年 3 月に「島根県地球温暖化対策実行計画」を策定し、「しまね CO_2 ダイエット作戦」などにより地球温

暖化対策に取り組んでいます。

廃棄物処理については、平成 23 年 3 月に「第 2 期しまね循環型社会推進計画」を策定し、循環型社会の構築を推進しています。

3. 出雲市の動き

本市を取り巻く社会動向も、前計画策定以降、目まぐるしく変化しました。平成 19 年 12 月、国道 9 号出雲バイパスが全線開通し、平成 21 年 2 月には、新庁舎が開庁しました。また、同年 11 月に山陰自動車道の斐川 IC−出雲 IC 間が開通しました。これらの道路網の整備に呼応し、沿線では各種の大型店舗や郊外店舗が立地し、宅地開発も進行しています。

平成 23 年 10 月の斐川町との合併により、14 万 7 千人であった人口は 17 万 5 千人となり、出雲縁結び空港や築地松の散居集落※1などを有する出雲平野の広い範囲が市域となりました。

築地松

このような社会動向の中、環境分野における市の取組としては、平成 20 年 4 月、一般廃棄物に係る収集・運搬の手数料とごみ処理施設への持ち込み手数料を改定し、増加するごみ処理経費の財源を確保するとともに、ごみ減量化・再資源化の取組を強化しました。平成 21 年 7 月には、新たに制定された出雲市レジ袋削減の推進に関する条例に基づき、賛同する事業者の協力を得て本格的にレジ袋無料配布中止を開始しました。

平成 22 年 7 月には、出雲市トキ分散飼育センターが竣工し、平成 23 年 1 月から待望の国際保護鳥トキの分散飼育を開始し、トキをシンボルとした、人と自然が共生できる、環境にやさしいまちづくりを進めています。

※1 **散居集落**：集落の平面形態の一つで家屋が１戸ずつ分散している集落のことをさし、水が得やすい地域に多く見られる。散居村の多くは防風林などで家を囲っており、出雲平野、富山県の砺波平野、岩手県の胆沢平野が日本三大散居村といわれている。

一方、地球温暖化防止の取組については、平成 20 年 2 月、「出雲市地域省エネルギービジョン」を策定したほか、平成 21 年 4 月に平田地域で日本最大級の新出雲風力発電所が本格稼動となりました。さらに、同年 10 月からは、化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換をめざし、住宅用太陽光発電システムの補助を開始しました。また、平成 22 年 3 月には、バイオマス資源の利活用を通じた地域産業の活性化を図るため、「出雲市バイオマスタウン構想」を策定し、木質バイオマス等の地域資源の活用や民間における水素の利活用などを推進しています。

今後は、これまでの取組に加え、環境保全の主役となる市民、事業者と行政との連携・協働により、良好な自然環境を守り続け、人と自然との共生を実現し、将来にわたり自然の恵みを受けることができるよう努めることが一層強く求められています。